

## 青山学院大学文学部特別講義

### 「帝国の理論家ジョナ・ロック？」デイヴィッド・アーマード・ヒラタ

平田雅博（訳）  
Masahiro HIRATA

#### 講演者紹介

本稿の著者デイヴィッド・アーマード（David Armitage）氏は、ハーバード大学歴史学部の教授で、専攻は、イギリス帝国史、イギリス思想史、アメリカ史などである。主要著書として『The

*Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge UP,2000 [英訳『帝国の誕生—アリテン帝国のハイド・オロキー的起源』平田雅博、岩井淳、大西晴樹、井藤早織訳、日本経済評論社、1100四年]

他に以下があな。  
『Theories of Empire, 1450-1800 (ed.) ,Ashgate,1998; *The British Atlantic World, 1500-1800* (co-ed.),Palgrave Macmillan,2002; *Greater Britain, 1516-1776: Essays in Atlantic History*,Ashgate,2004; *The Declaration of Independence: A Global History*,Harvard UP,2007.

六月一九日：「帝国の理論家ジョナ・ロック？」（青山学院大学文学部特別講義）  
六月二〇日：「17世紀イングランドにおける内戦の思想」（ピューリタンズム学会研究大会、聖学院大学）  
六月二二日：「帝国の理論家ジョナ・ロック？」（京都大学経済学部）  
六月二五日：「グローバル・コンテクストから見たアメリカ独立宣言」（静岡大学）  
六月二六日：「クローバル・コンテクストから見たアメリカ独立宣言」

六月二七日：「帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギー的起源」  
から一〇年（青山学院大学文学部特別講演会）（ペーパーなし）

『紀要』 第51号  
文学部 ご覧の通り、氏のジャパンツアーでは多彩なペーパーが読まれた。  
私は二七日に出席できたにとどまるが、イギリス複合国家論、イギ  
リス帝国史、大西洋史、グローバルヒストリーの今日の地平を見せ  
る驚異的な報告であった。ジョン・ロックに関するペーパーは本学  
と京都大学で読まれた。本人はアメリカに帰つてからも、日本その  
他のコメントを踏まえて、新たに手を加えたペーパーを一〇月

一六日に送つてくれた。ここに翻訳した原稿はこの新たな版をもと

にしたものである。一一月四日の締め切り日までのあわただしい仕

事となつた。私は同時通訳者でもなく、ましてやロック研究者でも  
ないが、それにもかかわらず、訳すに値すると思ったのは、私自身、  
かねてポストコロニアルからのロックの見直しに関心を持つていた  
こと、ロックの帝国の観点からの研究が世界的にも活性化を見せて  
いること、アーミティジ氏の場合、これらを踏まえながら、驚嘆す  
べき実証史家として手稿を含めた文献を博搜し、バランスのとれた  
ロック評価と自負する論文となつてゐること、などからである。本  
稿はケンブリッジ大学出版会から出版される編著の一章となる。

今回の招聘責任者としてすべてに随行した岩井氏、および各地で  
ホスト（ホステス）になつていただいた方々、会場への参加者には

この場を借りて当方からも感謝したい。また、旧ペーパーの翻訳を  
試みて提出していいた信澤淳氏、その信澤原稿を急遽検討してくれた  
大学院ゼミのメンバー、さらには、本学招聘にお骨折りをいただい  
た文学部、学術研究推進部の関係者に、そして誰より、質問に素早  
く答えていただき、きわめて短い期間での仕事を可能してくれ、  
本誌への翻訳掲載許可をケンブリッジ大学出版会にお願いしてくれ  
たアーミティジ氏に感謝したい。

### 帝国の理論家ジョン・ロック？\*

ディヴィッド・アーミティジ

二五年も前ならジョン・ロックが帝国の理論家かどうか問い合わせを立  
てるのこと自体、常軌を逸していた。政治思想史の概論では、ロック  
は自由主義の始祖である。標準的な哲学史では経験主義の規範であ  
る。経験主義と帝国主義のおおきな連関はフランシス・ベーコンの  
仕事と一七世紀の王立協会には見られたものの、自由主義はながい  
こと帝国とは反目するものと見なされてきた。ここ三〇年ほどにわ  
たる最近の研究によつて、自由主義と帝国との関係、とくにロック  
の北アメリカとそれ以外におよぶ入植者植民地主義との関係の理解  
がつてゐるために、ロックといえれば自由主義の創設者、ロックとい

えば中枢的な経験主義者との像とともに、いまでは「ロックといえ  
ば、大土地所有、帝国の擁護者、それにアメリカンディアンの土  
地の占取の擁護者」といった人物像が浮上している。<sup>(2)</sup> ロックはつい  
に帝国の理論家の正典に加わったとも見える。しかし、ロックはこ  
の地位に値するだろうか。

帝国の理論家たるべき基準は、一七五七年から一九五九年までの  
間の二百年間（ヨーロッパによる南アジアの軍事的支配の開始から、  
ヨーロッパ外に最初に押し寄せた公式の脱植民地化の波の時期ま  
で）にわたる帝国主義の経験と実践によつて、着実に形成されてき  
た。ジェームズ・タリーはこの時期の帝国のヴィジョンを簡潔に要  
約している。

帝国のヴィジョンはこの多義的な言葉がもつ三つの意味で「帝  
国的」である。これにより、あらゆる非ヨーロッパの文化は、  
唯一、普遍的な文化に向かうヨーロッパ文明の方向に照らして  
「劣等」ないし「低位」に位置づけられる。「正しい」という意  
味ではなく……自然と歴史の方向にあり、最終的で正当で国民  
的で世界的な秩序という前提条件のもとで、これはヨーロッパ  
帝国主義を正当化するのに資する。そして、帝国のヴィジョン  
は、ヨーロッパの帝国主義と連邦主義の経過において、非ヨー  
ロッパの人々の文化的自己理解として彼らに押しつけられてい  
る。<sup>(3)</sup>

タリーが直接取り上げた事例は、エドワード・サイードの『文化と  
帝国主義』のレンズを通してみたイマニユエル・カントであるが、  
ロックと帝国の関係の説明もこれと同じ前提をかなり共有している。  
ロックは三つの意味で「帝国的な」思想家と見なされている。ヨー  
ロッパ人を階梯の頂上におくヒエラルキー的な秩序の中に世界の  
人々を位置づけたからである。ヨーロッパ帝国主義を歴史の進歩主  
義的なヴィジョンの中に正当化したからである。そしてヨーロッパ  
人の能力——とくにヨーロッパ人の理性——は、ヨーロッパ以外の  
人々が評価され、導かれるべき方向としての普遍的な標準である、  
と提唱したからである。<sup>(4)</sup>

こういった理由から、いまではジョン・ロックは、他の論客、（ブ  
リテン人に限つても）ベンサム、ミル父子、マコリリーのように、  
自由主義の「かなり普遍的……政治的倫理的認識論的な信条」の提  
唱者であるとともに、帝国の理論家ともいえることには広く同意が  
見られる<sup>(5)</sup>。しかしながら、ロックとカントの間、ないしロックとミ  
ルとの間には哲学上の距離があるために、こういった合意を容認す  
る前にいましばらく再考してみる必要がある。一七世紀から一九世  
紀までに見られる、帝国のきわめて異なる形態と構想を思えばな  
おさら再考すべきである。私の議論は、ロックは植民地的な思想家  
だった、しかし、人々のヒエラルキー的な階層化、とくにヨーロッ  
パ人をその他の人々の上において別立てにしたりする階層化を  
信奉していたわけでも作り上げたわけでもないこと、理性を人々に

均等に配分されたものを見なしていたこと、文明の通常の証しを偶然に左右され壊れやすいものと見なしていたこと、この三つから、「帝国的」というレッテルは彼には適用できないというものになる。しかしながら、ロックの思想のとくに大西洋的な特徴のいくつかはイングランドの植民地活動との関わりから説明ができること、後世の帝国の思想家たちがヨーロッパ人の入植と現地人からの土地剥奪を正当化した根拠を彼がわざながら提供したことには、最後に同意しよう。

### ジョン・ロック、植民地的な思想家

植民地的な思想家を、植民地の入植と行政に多大の思考を傾けた者とするならば、ロックが濃厚に植民地的な思想家であることは疑問の余地がない。じじつ、彼は、フレゴー・グロティウスがオランダ東インド会社のために法律文書を書いた一七世紀初頭から、ジェームズ・ミルとジョン・ステュアート・ミルがブリテン東インド会社のために働いた一九世紀半ばまでの間で、ヨーロッパのどの政治理論家よりも、植民地の推進と経営の実務に深く関わっていた。<sup>(8)</sup>

彼の最初の行政職は、一六六九年から一六七五年まで務めたカロライナ領主付きの秘書官であり、そのおり『カロライナ憲法草案』（一六六九年）の起草に関わった。<sup>(8)</sup> このカロライナの最初の政府組

織についての条項には、土地と結びついた世襲の「裁判領主」の階級の創設、およびすべての「カロライナの自由人」が「絶対的な権力と威權」すなわち生殺与奪の権力を持つた、家産奴隸の導入があつた。<sup>(9)</sup> ロックは、カロライナにおける寛容と保護の拡大に何らかの役割を果たした可能性があるが、この『カロライナ憲法草案』のもつともきびしい条項にも、公私ともに異議を唱えなかつた。『カロライナ憲法草案』は「異端者、ユダヤ教徒、その他キリスト教の純粹さからの逸脱した者」を含めて、すべての有神論者への寛容を謳つていた。ロックがカロライナでのイングランド国教会を設立するもう一つの条項に反対したとの後世の証言があるし、一六七一年に『カロライナ憲法草案』に追加された、現地のインディアンの奴隸化を禁止する補足法の起草者の可能性もある。<sup>(10)</sup> カロライナ領主たちはロックの仕事をはつきりと認めた。一六七一年の四月に、この植民地の政体を立案し、現場にそれを設営したことにこたえて、彼を世襲のカロライナの地方貴族である「方伯」としたからである。彼は四万八千エーカーの土地付与を受け入れはせず、ある時期にこの称号も売ろうとしたが、領主たちとの協調関係を否定したことは一度もなく、一七〇四年の死に至るまで『カロライナ憲法草案』に誇りを持っていたようだ。

カロライナとの関係のおかげで、ロックは、百年以上も前のミシェル・ド・モンテニユ以来、ヨーロッパでネイティヴのアメリカ人に会って尋問した、最初のヨーロッパの哲学者となつた。

一六七〇年に、カロライナのコフィータエキにあるキアワー・クリーク・タウンの「皇帝」の二人の息子がバルバドス経由でイングランドに旅行した。一人には英語のオネスト（正直）とジャスト（公正）という名前が与えられた。一六七二年にバミューダ経由でカロライナに帰る以前の行動については何も分かつていなかが、一六七一年に『人間知性論』の第二草稿を書き終える前にロックが彼らと話したことははつきりしている。<sup>(12)</sup>『人間知性論』の「草稿B」として知られるものの中で、数学の計算と人間の言語を比較し、あらゆる計算はたつた三つの演算、すなわち足し算、引き算、比較からなると推測した。数があまりにも大きくなり、小さな数の名前を使つては言い表せなくなるほどになると、これほど大きな数があるという考は抱けなくなる、とロックは論じた。

……そして、これが、私と話し合つたいく人々のインディアンが、他の点ではす早く理知的な才能を持つていたが、私たちなら千まで数えられるのにそれができない理由であると考える。彼らの言語は乏しく、商売も数学も知らない貧しく単純な生活のわずかばかりの必要事に適応するばかりなので、二〇まではうまく数えられるものの、その言語には手を表すような言葉がないのである。そこで、彼らと大きな数について話すとき、彼らは頭の髪を見せて、その数えられないだけの大きな数を表現するのである。<sup>(13)</sup>

ロックがこの一節を『人間知性論』（一六九〇年）の刊行版に入れたとき、彼は「アメリカ人」の数学的知識の制限をヨーロッパ人の理知的な能力の同様な限界と比較した。「私は疑わないが、私たち自身も、かりにもし日ごろ言葉で数えているよりもたくさんの数を言葉で意味表示する適當なある呼び名を見いだしさえしたら、そうした数を言葉で別個に数えられただろう」。こういった認識論上の謙遜は彼の後の著述の特徴となる。オネスト、ジャストとの出逢いは、ロックがネイティヴアメリカンの理知的な能力についての考え方を形成する助けとなつたし、ヨーロッパ人しか優れた文化的自己理解を持つてないとの結論から免れさせることになった。

一六七二年から一六七六年まで、ロックはバハマとアメリカ本土間の交易のために設立された会社の株主兼共同経営者となって、パトロンであるシャフツベリ伯に仕えた。<sup>(14)</sup>一六七二年九月には、イングランドの奴隸貿易を独占していた王立アフリカ会社の特許状に名を連ねた。<sup>(15)</sup>一六七三年～七四年には、通商海外植民委員会の主事、ついで財務官ともなった。<sup>(16)</sup>一六九六年から、健康悪化のために退官を余儀なくされる一七〇〇年まで、大西洋世界の通商と植民地を監督する主たる行政組織であったイングランド通商委員会に任命された最初の委員の一人であった。そのポストにあつた間、ヴァージニアの文通相手に「適正で公正な統制の下での植民地の繁栄こそ私がいつもめざしているのです」と保証し、おぼつかない健康が許す限り、委員会ではいつも活動的だった。<sup>(18)</sup>

ヨークからカロライナまでの北アメリカ、カリブ海、アイルランド、アフリカでのイングランドの植民活動と商業活動の実務経験を得た。<sup>(19)</sup> こういった様々な立場で彼が書いたり共同執筆した公式文書には、『カロライナ憲法草案』（一六六九年）、カロライナ法草案（一六六九、一六七一年）<sup>(20)</sup>、バハマ諸島入植者指示書（一六七一年）<sup>(21)</sup>、北部植民地防衛説明書（一六九六年）<sup>(22)</sup>、コネチカット土地請求調査書（一六九七年）<sup>(23)</sup>、アイルランド・リンネル産業報告書（一六九七年）<sup>(24)</sup>、ヴァージニア質問書（一六九七年）<sup>(25)</sup>がある。彼のノートには、社会規制、婚姻法、および陰に陽にカロライナを指した「アトランティス」（一六七六～七九年）<sup>(26)</sup>というタイトルの入植様式に関する、一連のユートピア的な覚書が残されており、他にもたとえばウイリアム・ペンの法とベンシルヴァニア『統治構造』に対する詳細な――かなり批判的でもある――コメントも見られる。<sup>(27)</sup>

一七〇〇年六月に通商委員会を辞職するまでに、ロツクは一七世紀末のイングランド大西洋世界でもつとも事情通の観察者の二人の中の一人となっていた。当時、ロツクに勝るイングランドの植民地行政の包括的な手腕を有する者といえば、通商委員会でのライバルで、キヤリア官僚だったサー・ウイリアム・ブラスウェートしかいなかつた。<sup>(28)</sup> 植民地行政の経験によって、ロツクは視野を広めましたし関心を狭めました。植民地事情にもつとも関わっていた一七世紀最後の数十年間には、「大西洋とインド洋の間には厳格な法的区分を

設ける根拠があつた」。商務委員会の活動により、彼はほぼ全面的に大西洋世界に集中したし、インド洋の事件はたとえばグローバルな海賊行為といった事例のように、大西洋地域と関係をもつにいたつてはじめて考慮された。<sup>(29)</sup> 彼が書いた経済関連書は、彼の帝国のヴィジョンも同じく大西洋に限定されていた証拠を示す。経済書では一度だけ、東インドに言及した。そのとき、彼は敵対者に「どうか、私たちが本国で消費する日用品と引き替えに、毎年東インドに投じられている……大金を忘れないで」ほしいと嘆願しており、同様に、『寛容についての第二の書簡』（一六九〇年）でもただ一度活字にして、東インド会社に言及した。<sup>(30)</sup> 彼は商務委員会を辞めるまでは新東インド会社には投資しなかつた。辞めた後、投資したが債券は一年も持つていなかつたし、一七〇一年夏に売りに出して小さな損失を出した。<sup>(31)</sup>

ロツクの帝国のヴィジョンは、同時代の多くのイングランドの政治経済学者と比べると視野が狭い。たとえば、サー・ウイリアム・ペティはブリテンとアイルランドの三王国から大西洋世界、さらにそこから――ブリテン、アメリカ、アフリカ、アジアにわたる――あらゆるイングランドの利害が同じ程度に示される、グローバルに広がった経済上の政体という構想へと視野を拡大した。チャールズ・ダヴナントとヘンリー・マーティンによるイングランドの東印度貿易の分析も同様に包括的であり、この二人は、それぞれアジ

大洋間かつグローバルな交易の構築にとつて、死活となると見ていた。彼らの分析では、主として両アメリカ大陸で産出される金銀地金は、アジアでは、奢侈品およびインドからイングランドとアメリカ植民地向けに輸出されて大きな人気を博したキャリコのようなかなり手頃な日用品のいずれとも交換が可能だった。とくに、マーティンにとつては、インドからの安価な織物の輸入はたしかにイングランドの国内産業を弱体化したかもしれないが、それは比較優位（これに対する保護主義をとっても何ら解決策にはならない）の免れがたい副産物だった。「私たちが何らの技術もない単純労働を余儀なくされると、アメリカの野蛮なインディアン、アフリカのホツテン、トット、新オランダの住民と同様の暮らしとなろう」と彼は冷笑して記した。マーティンは論拠を強化するのに、『統治論』第二篇第四節でのイングランドとアメリカの生産能力の比較論に大きく依存したが、これは単にロックの政治経済学におけるアジア貿易の欠如を目立たせる結果となつた。<sup>(2)</sup>

ロックの帝国のヴィジョンの限界は、自然法学の近代的伝統を論じる他の一七世紀ヨーロッパの著述家と比較するとよりはつきりする。たとえば、フレゴー・グロティウスの自然法についての基本的な著作は、もともとオランダ東インド会社の東南アジア海域での活動の擁護から生まれた。とくに『自由海洋論』（一六九〇年）はその最たるものであり、世界の諸海洋を股にかける貿易の自由の典拠であり、ロックも確実に知っていた作品だった。<sup>(3)</sup> 一六世紀末、サ

構想は、実利と交易の相互支援システムを通じて、世界の人々を連結させる商業社会という、きわめてグローバルな構想を意味した。<sup>(4)</sup> この「ネオアリストテレス的」な通商上の社会的結合関係のヴィジョンは、とりわけフランスの神学者で随筆家のピエール・ニコルの作品にある、一七世紀末のフランスのジャンセニズム（アウグスティヌス主義）に酷似している。ニコルは「平和論」（一六七一年）で、北ヨーロッパの東アジア貿易の事例を用いて、次のように述べている。

さて世界は私たちの都市である。その住民として、私たちはあらゆる種類の人間と交流を持ち、彼らからは利益も不利益もうける。オランダ人は日本と貿易し、私たち「フランス人」はオランダとする。かくして世界の最果にいる人々と交易をなす。人々はあちこちで私たちと結びついている。そして、すべての人々は、相互に必要とする物品によつてあらゆる種の人間を結びつける鎖となる。<sup>(5)</sup>

ニコルのグローバルな通商のヴィジョンは、ここでははかなく去りゆくものにしか見えないが、大西洋世界にほぼ限定されているロックの構想とはかなり対照的である。ロックはニコルの作品を確実に知っていた。一六七〇年代半ばにこの「平和論」を翻訳していたか

らである。しかしながら、彼の政治経済学および政治理論はニコルよりも限定されたままだつたし、彼の普遍主義はグロティウスやペーフェンドルフよりも視野が狭かつた。後に見るように、ロックの普遍主義は、国際主義と地域集中が組み合つて特徴的なものとなり、広く受け入れられていく。

### ロック的な普遍主義の限界

ロックはときおり友人とニューアイングランドやカロライナに移住してみようかと冗談を言つていたが、故郷のサマーセット州から西に旅したこともなかつた。五六歳になるまで大西洋すら見ていない。

その歳ではじめてフランスのラロシェルから見たのである。<sup>(36)</sup> この点で、彼は一六世紀の歴史家にして編集者であるリチャード・ハクルートに匹敵する。彼は同時代のイングランドでヨーロッパ以外の世界について誰よりも知識があつたが、イングランド海峡を渡つてフランスに行つたきりだつた。あるいは、ハクルートの一七世紀初頭の後継者であるサミュエル・パーイヤスにも肩を並べる。彼は「自分の生まれた場所……から二百マイルも旅したことになかつた」。

もしくはロックの友人だったサー・アイザック・ニュートンにも比肩する。彼は、完全に陸に閉じこめられた生活を送りながら「もつぱら思考の奇妙な海を航海していった」。<sup>(37)</sup> ただし、パーイヤス、

ニュートンとは異なり、ロックは、フランスを旅行したほぼ四年間（一六七五～七九年）、オランダに亡命していた六年間（一六八三～八九年）を含めて、イングランド以外で長期間過ごした。文通相手はほぼ世界規模の網の目を構成していた。現存している四千通近い往復書簡の中には、カリブ海、ニューアイングランド、ヴァージニア、カロライナからの手紙が、ベンガル、中国からの手紙とともにある。スコットランド、アイルランド、フランス、オランダ、ドイツ、スウェーデンの友人知己とのおびただしいやりとりは言うまでもない。一七世紀の文通仲間のネットワークが量でまさり範囲で匹敵するほど広いのは、イエズス会士のアタナシウス・キルヒャーと哲学者のゴッドフリード・ヴィルヘルム・ライプニッツのネットワークぐらいである。<sup>(38)</sup>

ヨーロッパ滞在中にはヨーロッパ以外の世界についての膨大な情報収集した。臨終期まで、ロックの紀行文学コレクションはブリテンでかつて蒐集されたもののうち最大の一つであり、それは一九五冊の書籍、多くの地図、「世界のはるか辺境のいくつかの地、とりわけ東インドの住民についての」民族誌の膨大な本からなつており、それらの本には、ラップランド人、ブラジルの「人食い人種」、喜望峰の「ホッテンントット」、ジャワ、アンボイナ、マッカサル、マラヤ、テルナテ、トンキン、日本、中国、「タタール」が描かれていた。ロックは主要な公刊作品を編集していく中で、自分の蔵書を漁り、グローバルなコネクションを使って医学、神学、民族

学、社会、政治といった問題のデータを求める。<sup>(39)</sup>

帝国の理論家ジョン・ロック？ ディヴィッド・アーミティジ

その成果がもつとも見られるのは『人間知性論』（一六九〇～一七〇六年）の第五版である。そこでは、人間の信仰の多様性に関する情報が、観念の生得性と想定されたものへの彼の反証に決定的な武器を提供した。生得性説の主たる先例事例は神の観念であった。諸観念のうちでもつとも基本的な神の観念すら、普遍的な観念として示されないとしたら、他のいずれの観念も生得的とは言えなくなってしまう。「なぜなら、どのようにしてある神性者の生得観念なしに生得の道徳原理があるか、想念しがたいからである」。ロックは「近年の航海によつて発見された」ものの記述から反証を提供了。生得性説に反駁する一、二の事例では満足せず、この節や類似した別の節に実証的な証拠を追加し続けた。『人間知性論』（一七〇六年）の死後出版された最終版では「彼が引用した典拠の数は一六にのぼる……そこに記述されている地域は、コーカサス、ラツ

ブランドからブラジル、パラグアイ、シャム、中国、喜望峰、その他あらゆる場所に広がっていた」と書かれている。このようにロックは一八世紀以前にブリテンなどの哲学者よりも民族誌的な情報を使いこなしていた。<sup>(40)</sup>

ロックの紀行文学の知識およびイングランドの植民地事業の官僚時代に蒐集した情報によって人間の能力についての彼の懷疑論とヨーロッパ人の優越性とされるものへの謙遜は深められた。今まで『自然法論』（一六六三～六四年頃）として知られるオックス

フォードで行つた初期の講義で、ロックは「原始的で無教育の部族」をきびしく評価していた。「なぜなら彼らの大部分には、敬虔さ、慈愛の感情、忠誠、貞節、その他の德目の証拠も痕跡もいささかも見られないからである」。ここまでは、彼は「アジアとアメリカの両者の人々」の区別をしていない。「この人びとは同じ法によつて拘束されていると考えず、長距離におよぶ陸地で、私たちから切り離されており、私たちの道徳とも信仰にも慣れていない」<sup>(41)</sup>。このようないくつかの評議會で、ロックが生得性観念についての批判を進展させる目的に助けとなつた。しかし、こういった多様性の評価は一六六〇年代末、一六七〇年代初頭からはじまる後の著作では複雑性を帯びていく。この点における彼の進展途上の議論は、世界の人々のヒエラルキー的なランクづけ、すなわちあるものは自由主義の内部に位置づけたが、多くのものはその外部に位置づけた思想家の帝国的ステレオタイプとはたやすく一致しない。

ロックまでさかのぼるこの種の自由主義が、理論においては包括的で普遍的でもあつたが、実践においては排除的で偶發的であつたというのはいまでは陳腐となつてゐる。この見解のもつとも雄弁で鋭い論者が言うように「歴史的現象として、リベラルな歴史の時期の特徴は、多様な集団と『諸類型』からなる人々の組織的で持続的な政治的排除であることはまちがいない」。自由主義によつて理論的にすべての人間に約束された利益と権利を否定された、諸カテゴリーからなる人々の中には、現地民、奴隸、女性、子供、ロックが

「狂った人々」「白痴」と呼んだ精神障害者と、多種多様な人々がいた。こういった人々を排除するのに使われた主たる基準は彼らの知性の欠如であり、それは「アメリカンディアンはロックが理性の欠如を論証するために用いた事例である」と論じられている。<sup>(13)</sup>しかし、すでに見たように、ロックは、一六六三～六四年に、ネイティヴァメリカンの無敬虔、無慈愛、不忠誠、無貞節、その他の悪徳を確信したとき、彼らの非理知性を告発しなかつた。これもすでに見たように、イングランドで面接していたカロライナインディアンの「す早く理知的な才能」について一六七一年に書いていた。唯一『統治論』第一篇で現地民を「理性に欠け」る住人と呼んだが、文明化されたといわれる国民の洗練さよりも教育を受けていない知識を称える手段としてそうした。「公平な目で世界の諸国民を觀察する人ならば……理性に欠け教養もない住人が自然に従つて正道を歩んでいる森の方が、自ら文明的で理性的であると称しながら、先例の権威に導かれて道を踏み外している人々の住む都市や宮殿よりもわれわれに規範を与えるのにより適していると考える十分な理由をもつに違ひない」（第一篇第五八節）。

ロックは、一般に特定の人々の間の能力の格差よりも人々の内部、の格差を見いだした。同様に『知性の指導について』（一六九七年）では「平等な教育を受けた人々の間に、才能の大きな不平等がありますし、アテネの学校だけでなく、アメリカの森が、同じ種の人間の中に異なった能力をもつた人間を生み出しています」と論じた。<sup>(15)</sup>

ロックにとって「アメリカ人」とヨーロッパ人の根本的な相違は、知的能力ではなく偶發的な環境、教育、環境が作り出す必要性にあつた。ロックは全作品を通じて、生得の觀念も物質的な「衣食住の便」（ロックのお気に入りの言葉を使えば）も何らなしに、神は私たちをこの世界に送り出されたのだと、主張した。人は、（働きかけないと）自力では動けない、神が与えし他の被造物に対して、物心両面で働きかける必要があつた。これは「労働と労働の内容を必要とする人間生活の条件」（第二編、第三五節）「ジョン・ロック『統治論』宮川透訳、中公クラシックス、一〇〇七年、四〇頁。以下では本訳書を「宮川訳」とする」であつた。

人間は神の被造物を増やすことも減らすこともできず、物心両面で、自らの裁量によつて神の被造物を構築する義務がある。ロックの人間労働の「構築主義的な」理解と呼ばれるものは『人間知性論』における彼の認識論の基本にあつた。

人間自身の知性というこの小さな世界での人間の支配力は、可視的な事物「もの」の大きな世界の場合とほとんど同じなのである。この可視的な事物「もの」の世界では、人間の力能は、どんな技術と熟練によつて運用されようと、手元に用意されている材料を複合したり分割したりする以上には出ない……。<sup>(17)</sup>

同じように、観念のストックを供給するのが私たちの責務である。

「……私たちがそれら「技術や技能」をもたないとしても、勤勉と

が、あの石「鉄鉱石」の利用法を彼らが知らないということであり……<sup>(18)</sup>。

考査が私たちに欠けているのであって、神に恵みが欠けているので

はない」(『人間知性論』一巻四章一六節「(一)、一一七頁」)。かくして、人間が勤勉に活動しないなら、神に与えられた機会をつかみ損ねたら、あるいは「西インド諸島の住民」のように切りつめられた環境に縛られてしまうなら、神そのものの觀念さえ、橋や家といふような物理的な構築物がなくなってしまうようになくなってしまう。

道具や商品が充分あるかどうかで、特定の人々の生産性の差異が完全に説明できた。こういった利便性は偶發的で外在的だった。個人や集団の生得的とされる能力とは無関係だったからである。

ロックは徹底した類いの唯名論者であり、人種的な差異はもろん先天的な民族的な差異もいつさい主張しなかった。いかなる人々も自然が与えた物質に応じて文明の階梯を上り下りできた。「かりにもし鉄の使用が私たちの間でなくなったらとしたら、わずかの年代のうちに私たちは、古くからの未開なアメリカ原住民の欠如と無手直ししてわれわれの必要を満たすためには、労働、技術や思考が必要となるから、もしも人間の知識が、その労働を短縮し、また最初は何の役にも立たないよう見えたもろもろの物を改良する方法を見出さなかつたなら、われわれは、貧しく慘めな用をかろうじて満たす程度のものを作り出すことだけに、時間のすべてを費やしていくだろう。その充分な証拠は西インドの、あの広大で豊かな世界の住民たちであって、彼らは、全精力を費やしながら、快適ではなく労多い、貧しい生活を送っているのであるが、しかもなお生きるだけで精いっぱいである。その理由はおそらくただ、旧世界の住民は鉄を抽出する技術を持つ

身体と同様、まともな装いを得ていないので<sup>(31)</sup>。ロツクは、後世の哲学者たちが高度の文明の証しと見なした、かくも多くのものを偶然にすぎないとか逆転もありうると強調した。このために、人類史の進歩主義的なヴィジョンの中で諸文化をランク付けしたという理由で、彼を帝国の理論家と呼ぶのは不可能となつてゐる。

### ロツクと帝国の正当化

ロツクを、帝国の理論家と呼べるか。この言葉のきわめて限定された意味でしか呼べない。近世の用法では、「帝国」は主として二つの対象を示す。主権（インペリウム）としての帝国、複合国家としての帝国の二つである。<sup>(32)</sup> ロツクは主権としての「帝国」すなわちインペリウムの意味は認識し、世界の「さまざまの国家や王国」はいかにして「明文による同意によつて地上のいろいろな地方と区画に対する所有権を自分たちの間で確定した」のか、と記述した『統治論』の一節（第二篇第四五節）[宮川訳、五〇〇~五一頁]でのように、これが領土に適用されることも理解した。しかしながら、「帝国」が複合国家を指すと理解したという証拠はない。たとえば「イングランドの帝国」あるいは「ブリテンの帝国」といった用語は著作には現れない。ロツクは、後の理論家たちが理解したような、通常、本国ないし他の中心的権威の利益のために、統一体内部で拡散させ

ないよう、領地が決められ、ヒエラルキー的に組織された政体といった意味での帝国はどこでも考へていなかつた。<sup>(33)</sup> かなり政治的な理論（とくに『統治論』）に関しては、彼はコモンウェルスすなわち國家の理論家であり、帝国の理論家ではなかつた。それではいかにして帝国の理論家と見なされるに至つたのか。

この問い合わせに対する三つの回答がある。二つは歴史に基づく回答であり、一つはもつとテキストに即した回答である。第一の回答は一八世紀末から一九世紀初頭までさかのぼる。このころ、ロツクの批判者たちは彼を帝国の経験に恩恵を被つた理論家と見なしていた。この時代の批判者たちは彼の政治理論の二つの特徴に集中した。一つは自然の状態の説明におけるネイティヴアメリカンの突出性、もう一つは『カロライナ憲法草案』の中で想像された植民地体制にとつて奴隸制が中心となつてゐることをめぐるものだつた。保守的な国教徒でグロスターの地方執事、ジョサイア・タッカーは、アメリカ独立革命時に、植民者の反抗はロツクの政治理論への傾倒から出てきたものだと繰り返し論じた。アメリカ独立革命イデオロギーに不信任を突きつける彼の戦略として、「ロツク氏とその一派」は「野蛮なインディアンの部族」を、自然状態での人間的な社会的結合関係の事例として、まちがつて使つてゐるという理由で彼らの契約理論を攻撃した。「連中の仮説の証拠や説明になるからといって、アメリカの野蛮人の事例を持つてきて、私たちの耳を聾させてはならない。そんなものは徹底的に議論し綿密に検証すれば、正反対に

なつてしまふ」。ロックとその弟子は、ネイティヴアメリカンの本当の性質に無知であるし、この事例に訴える中で「連中はさわめて不正直な役回りを演じたはずだ」とタッカーは続けた。<sup>(5)</sup> フランス革命の最中、もう一人の国教徒の論客でノリッジの主教ジョージ・ホーンは、同じように、ネイティヴィンディアンの事例に訴えるロックに異議を唱えた。「これは自然の状態ではなく、神の似姿として作られた被造物にとつて、世界におけるもつとも不自然な状態である。そして、お上品な哲学者は、この啓蒙の時代に、われわれをチエロキー族の教師のもとに送りこんで政治を研究せよというのか」。タッカーとホーンは原住民の能力に関する高度な帝国のヴィジョンともすびつく偏見を共有していた。両者とロックの間には距離があった。これは、ロックと後の帝国の理論家を同一視するのはいかに無理してしかできないかを示す、もう一つの証しである。

ロックの批判者たちは、帝国の経験に巻き込まれた、もう一つの下位の人々である奴隸化されたアフリカ人、アフリカ系アメリカ人に関連する偽善を非難した。タッカーはまた『カロライナ憲法草案』で、ロックは「変わることなき行動原理として『カロライナのいかななる自由人も黒人奴隸に絶対的な権力と権限を有する』と……」と明記しているではないか」と記した。これは『統治論』第一篇の冒頭にある「隸属状態は、人間にとつてこの上なく卑しく悲惨な状態であつて……ジェントルマンはもとより、イングランド人がそれを擁護するなどということはどうてい考へられないことである」「加

藤訳、「一頁」という声明とどうやつて折り合ひを付けるのか。「慈悲深いロック氏、人類の自然の権利と自由の偉大で栄光ある擁護者」はこの程度のものだ。この点でロックは「共和主義者」すなわち「リベラル」と呼ばれる人々に近接しているとタッカーは考えた。この人々は「機会や不運のために自分たちより下に位置する人々には支配的に振る舞い」ながら、自分たちの上にあるあらゆるヒエラルキーの平等化には賛成する人々である。（これは「信条」としての自由主義はその性質上排他的になる、という議論の原型と見なされよう。）半世紀後の一八二九年に、ジェレミー・ベンサムは、ロックの私有財産への執着をあざ笑うために『カロライナ憲法草案』の同じ特徴を使つた。財産所有が政治参加の基準となるなら、その背理法はブリテン領カリブ海の奴隸所有者に見いだされると、ベンサムは非難した。「所有は政府が配慮する唯一の対象物である。それを所有する者のみが選ばれる権利を持つ。となれば、西インド利害】はこの自由の擁護者】すなわちロックその人「の原則の頂点にある」。

ロックがいかにして帝国の理論家として見なされたかという問い合わせに対する第二の歴史に基づく回答は、彼の議論は、世界中の入植者植民地で、ヨーロッパ外にヨーロッパ人の植民を推進した他の理論家によつて、現地人の搾取を正当化するために、しばしば実際に使われたから、となろう。たとえば、コネティカットのモヒカン族の先住民の先取権に対する、入植者の土地所有権の主張という一八世

紀初頭の文脈では、ロックは、インディアンは勤勉なイングランド人植民者よりインディアンが暮らす土地への権利を持たない未開民であることを示す論拠として引用された。<sup>(58)</sup> このいわゆる「農耕重視」「アグリカルチュラリスト」の論拠は、スイスの法学者エマード・ヴァッテルの『諸国民の法』（一七五八年）によって広まつた重農主義の政治経済学の改訂版の中に最大の手づるを見いだした。

この著書で、ヴァッテルは「労働を回避するために、もっぱら狩猟で生きようと決めた人々」および「怠惰な生活様式」を追求した「その同類」は、「……相応の根拠以上の広い土地をかすめ取つていいので、より勤勉であまりに密集して閉じこめられていた他の諸国民がその土地の一部を所有するために到来しても、不満を言う道理はない」と論じていた。この論拠から「北アメリカ大陸の多くの植民地の設立は、適正な境界内に限定されれば、きわめて合法的である」という結果になつた。<sup>(59)</sup> ヴァッテルの議論は、一八世紀末から一九世紀初めにかけての帝国の拡大によつて地球全体に広く知られるようになつた。その力は、たとえば、シドニーの『ヘラルド』紙が、一八三八年にオーストラリアはアボリジニーにとって「もっぱら共有となつており——彼らは土地には労働力を使わなかつた——彼らの所有権や権利といつてもそれはせいぜいエミューやカンガルーの持つ権利といったところだ」と宣言されたときに感知された。<sup>(60)</sup> これは帝国の文脈における財産所有の基盤の理論的な正当化であり、表現形式上もきわめてロック的な正当化である。

以上のように帝国に関連して繰り返されたロックの議論と同様、ロックが帝国の理論家と見なされた問題に対する、第三の、今度はテキストに即した回答は『統治論』にさかのぼる。『統治論』における非ヨーロッパ人への言及はほぼ両アメリカ大陸に限られる。『統治論』ではアジアへの言及は簡単な二箇所しかなく、一つは「偉大な文明国民」（第一篇、第一四一節）「加藤訳、一五五頁」としての中国人、もう一つは、ロックが一六八一年に買った、ロバート・ノックスの「セイロンについての最近の物語」（一六八〇年）、に描かれている絶対君主国の有害な結果への言及（第二篇、第九二節）「宮川訳、九四頁」である。<sup>(61)</sup> その他に、ロックが使用する歴史的事例は、ネイティヴアメリカンを意味する「アメリカ人」を指していた。ただし、ときどきクレオール入植者も指した。かくして、『統治論』第一篇では、ロックは、ペリー<sup>(62)</sup>、カロライナの植民地、「アメリカの多くの場所における」「小部族」、「北アメリカについての最近の歴史書」の事例をサー・ロバート・フィルマーの族長藤訳、七〇、一五九、一六八頁。そして、同じ第一篇では、フィルマーが融合していた権威の二つの形態、および、これもフィルマーが融合していた政治的な主権と戦争を起こす権限を分けてみるため、一二度「農園主」すなわち「自分自身や知己や仲間の息子たち、傭兵、金で買った奴隸たちをもつ西インド諸島の男」に言及した

「統治論」第二篇で頻出する言及もほぼネイティヴアメリカンに限定されている。第二篇では「インディアン」はヨーロッパで定められた実定法の効力の及ばない存在であった（第九節）「宮川訳、一三頁」。「一人のスイス人と一人のインディアン」が「アメリカの森林で」出会うとき、彼らは自然の状態で出会うのであり、そのゆえに、自然法によつてのみ彼らの約束や取引に拘束されるのである（第一四節）「宮川訳、一八頁」。インディアンの家族構造は柔軟性をもつが母系制である。「アメリカの諸地方でよくあることだが、夫と妻が別れるときには、子供たちはみな母親の手許に残され、母親に従い、全く母の保護と扶養のもとに置かれる」（第六五節）「宮川訳、六八頁」。ヨーロッパの絶対君主制は、大西洋を越えても暴君の本能の改善には至らない。「アメリカの森の中にいて傲慢で有害だつたろうと思われる人は、おそらく王位についたからといって、たいしてよくならないであろう」（第九二節）「宮川訳、九四頁」。あらゆる政治社会は自然のヒエラルキーではなく合意で始まつた。

帝国の理論家ジョン・ロック？  
デイヴィッド・アーミティージ  
「またもしヨセフス・アコスタの言葉が信用できるとすれば、彼は、アメリカの多くの地方には全く統治が存在しなかつたということをわれわれに教えている」（第一〇二節）「宮川訳、一〇五～一〇六頁」。彼はこう続けている。「これにふさわしい例はアメリカの住民にみられる。彼らはペルーとメキシコという二大帝国の征服の剣や拡張する支配の届かないところに住んでいたので、生來の自由を享受している」（第一〇五節）「宮川訳、一〇九頁」。このような人々は「所

有地を広げたり、もつと広い面積の土地を求めて争つたりしようといふ気持ち」を持たない。「アメリカのインディアンの国王は、いまだアジアやヨーロッパの最初の時代の見本であり」「彼らの軍隊の將軍とほとんど変わらない」ものである（第一〇八節）「宮川訳、一二一～一二三頁」。彼らは交換手段を持たなかつたわけではなく、「アメリカ人の貝殻の首飾り」は「ヨーロッパの銀貨が、アメリカ人にとってはかつて取るに足らぬものであつたように、ヨーロッパの君主にとつてはかつて取るに足らぬものだつた（第一八四節）「宮川訳、一九四頁」。

ロックの「アメリカ人」への言及のうちほぼ半分は第二篇第五章「所有権について」、この章に集中している。私有財産が創出される以前に、神によつて人類に授けられた、明確で原初的な共同体についてのロックの最初のイメージは「囲い込みを知らず、いまだに共有地の借地人である、未開のインディアンを養う果実とか鹿の肉」である（第二六節）「宮川訳、三二頁」。これが「理性の法によつて」「鹿を殺して」わがものとしたインディアンと同じ人物である（第三〇節）「宮川訳、三五頁」。そのようなものは「人間の生活にとって真に有用なものであつて、生存の必要から世界の最初の共有権者たちが、今日アメリカ人がしているように探し求めたものは、その大部分が概して長持ちしないものである」（第四六節）「宮川訳、五一頁」。したがつて、「アメリカ人のうちいくつかの民族は……土地は豊富にもちながら、生活を快適にするものはすべてにおいて乏

しい」（第四一節）「宮川訳、四六頁」。これは「[イングランドにおける]二〇ブッシュエルの小麦を産する一エーカーの土地と、同一の自然に固有の価値を持つ」がかなり異なる生産性しかない「アメリカにおける一エーカーの土地」（第四三節）「宮川訳、四八頁」を比較するとよく示される。「アメリカのどこか内陸の無人の土地に植民した」だれかも所有物をさして大きくできるわけではない。たとえできたとしても「一万エーカーあるいは一〇万エーカーのすばらしい土地があり、すでに耕作されて、また家畜が十分に備えてあっても、それがアメリカの内陸部の真中にあって、世界の他の地方と交易できる望みが全くなく、したがって生産物の売却によつて貨幣を手に入れることができないとすれば、その土地に人がどれほどの値をつけるのか」（第三六節、第四八節）「宮川訳、四一、五三、五四頁」。まさにこの事実からロックは有名な結論を導き出した。

「このようにして、最初は全世界がアメリカのようなものだった。しかも今日のアーリカ以上であった。なぜなら貨幣というものはどこにおいても知られていなかつたからである」（第四九節）「宮川訳、五四頁」。

『統治論』でのこういったアメリカへの言及の突出、「所有権について」の章での集中は、部分的には、一六八〇年代初頭にあつてもロックが継続していたカロライナとの関係の所産であつた。

一六八二年の夏の間、ロックはシャフツベリ伯のロンドン邸宅に滞在した。ちょうどその折り、カロライナ領主たちはカロライナの富を復活させる運動中で、『カロライナ憲法草案』の条項を広範な潜在的入植者にとって魅力的にするためにはこの憲法草案を改訂した。

一六八二年一月の『カロライナ憲法草案』の印刷本は、ロックの訂正と註釈付で現存しており、アメリカ——その先の、かなり入植者による植民地的な種類の帝国——がその夏の彼の懸案の的だった証拠を提供している。<sup>(4)</sup>『統治論』の構成と執筆時期についてのもつとも緻密な検討によると、ロックは一六八〇年の末もしくは一六八一年初頭に第二篇を書き始め、一時中断した後、一六八二年初頭に再度筆をとり、この年の末に草稿を仕上げた。「所有権について」の章は最後に書かれた章の一つであること、また第二篇の残りの章とは切り離されて書かれたことは推測されるし、カロライナの富へのロックの関与という外的な証拠ばかりか、この章でのアメリカへの言及という内的な証拠にも適合する推測もあり得よう。それは「所有権について」とその前後の「奴隸の状態について」と「父権について」というそれぞれ非政治的な権力と権威を扱つてある章との不連続性があるように見える理由も説明する。

「所有権について」の章を執筆する際、ロックはイングランドとアメリカの両者で、二重の義務を履行する占取の正当化をする必要があつた。『統治論』第一篇でロックは以下のように主張した。「神はこの世界を人間に共有物として与えたもうた。しかし……神の意図が、土地をいつまでも共有で耕作されぬままにしておくべきだということにあつたとは考えられないのである。神が土地を与えたも

うたのは、勤勉で理性的な人々の使用に供するためであり（そして労働が土地に対する彼の所有権となるべきであった）、喧嘩好きで争いを好む人々の気まぐれや貪欲のためではなかつた」（第三四節）

「宮川訳、三八～三九頁」。それぞれの人は自分自身の身体に対する排他的な権利を持ち、それゆえに身体を使う労働の権利も持つ。「そこで、自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から、彼が取り去るものは何であれ、彼はこれに労働を混合し、またこれに何か自分自身のものをつけ加え、それによってそれを自分の所有物とする」（第二七、二八節）「宮川訳、三三～三四頁」。土地がこのような方法で占取された後になつてはじめて、貨幣経済が導入され、土地が乏しくなつた世界の各地で「契約と合意によつて」確定されたところになった。「さまざまの國家や王国は……明文による合意によつて地上のいろいろな地方と区画に対する所有権を自分たちの間で確定した」「そこの住民が、まだ他の人類に加わつて共通な貨幣の使用に同意していないので」「広大な地面」は荒蕪地で共有のままになつてゐる（第四五節）「宮川訳、五〇～五一頁」。

帝国の理論家ジョン・ロック？ ディヴィッド・アーミティジ  
17  
「所有権について」の章におけるロックの労働理論の特殊な形態は、神により人間に与えられた物からなる原初の共同体からの個々人の占取を正当化する方法をめぐる彼自身の思考における転換を示した。遅くとも一六七〇七八年にロックは、世界における明確で原初的な共同体が排他的な私有財産の体制に道を譲つていった過程についてのかなりグロティウス的な説明を提供していた。ロックは

その過程は契約的で、資源を求める無秩序的な競合状態を阻止するようになつてゐた、と論じた。

したがつて人間たちはすべてを共同のものとして享受するか、あるいは取り決めによつて自分たちのもろもろの権利を決めなければならぬ。もしすべてが共有のままとされば、欠乏、強奪と力なくが不可避的に生じるだろうし、その状態においては、明らかなことだが、幸福は得られない。豊かさと安全なくしては、それは存在できないのだから。この状態を回避するため、取り決めが人々のもろもろの権利を定めなければならぬ<sup>(18)</sup>。

こういつた所有権の起源についての契約論的な説明は、ようやく、相互の取り決めに入る同等の能力を持つ当事者間でなされる同意を意味するようになる。一七世紀のアメリカインディアンとイングランド系アメリカ人の間の脈絡からは、移住者は、取り決めによつて権利を決定する能力を、原住民がヨーロッパ人と同等に持つてゐるのは、からならずも認識していたわけではない。しかしながら、『カラライナ憲法草案』が二度「近隣インディアンとの……契約」に言及した（三五、五〇条）時は、暗黙のうちに、この草案はカラライナのインディアンの集団的に連合する能力を認識していたが、入植者が原住民から「購入や贈与」によりいかなる土地も保有したり所

有権を主張することを禁じた（一一二条<sup>(6)</sup>）。国際法からみたインディアンの主権（インペリウム）は、この結果、財産権（ドミニウム）とは区別された。財産権は彼らの領地に対するインペリウムの属性とも個々人の譲渡可能な属性とも見なされなかつた。

「所有権について」の章におけるロックの議論は、少なくとも、カロライナ植民地の設営基盤となる占取の正当化とは相容れないものではないことを確実にした。こういった制限された正当化は一七世紀末までに用いられた。たとえば、アメリカインディアンの不信心だけでは支配の正当化を与えることにはならなかつた。『カロライナ憲法草案』は、「カロライナの原住民は」キリスト教にはまったく無知だから、偶像崇拜、無知、また誤りがあるからといって、彼らを排除し、虐待する権利はわれらにはない」[『ロック政治論集』、二七頁]。ロック自身は後に『寛容についての書簡』（一六八五年）でまったく同じ議論を行つた。「いかなる人も……その人の宗教を理由としてその世俗的な権利、財産を奪われるべきではありません。アメリカ人がキリスト教の国王に臣従したときでさえ、われわれと同じ信仰や礼拝を取らないからといって、身体や財産に罰を受けてはならないのです」。征服の論拠もあり得なかつた。なぜなら、

ロック自ら、『統治論』第二篇第一六章、とくに以下の箇所で、正当な戦争での征服の権利ですら「戦争に加わった人々の生命にしかおよばないのであり、彼らの資産」ないし子孫にはおよばない（第十八二節）「宮川訳、一九一〇一九二頁」と明確に述べているから

である。このように信じないならば、「すべての人」が生まれながらにしてもつてゐる二重の権利、自分の身体に対する自由の権利、および「他人に先んじて、その兄弟とともに父の財産を相続する権利」（第一九一節）「宮川訳、一九八頁」を否定することになる。こいつた理由で、イングランドのインペリウムもしくはドミニウムの基盤としての両アメリカ大陸の征服の権利への正当的な訴えは存在しなかつた。

唯一残された議論は、支配は土地を際限まで耕作する、とくに、土地を開墾せよという聖書（「創世記」第一章二八節、第九章第一節）の命令を実現する、もつとも完璧な有能なる者の手中に落ちたとの（もともとはローマ法から由来する）主張であった<sup>(8)</sup>。正確に言えば、この議論は、イングランド王室の勅許状にある条件に従つて、カロライナの土地の領主が主張した権利の底流にあつた。もともとの一六二九年の勅許状は、カロライナを「これまで耕作されず……しかし、一部には野蛮人が住んでいた」地域と呼び、この記述は、チャールズ二世が一六六三年に領主たちに「いまだ開墾されず、植民されず、全能の神についての知識を持たざる野蛮な民が生息するにすぎないアメリカの各地の……ある国に……わが臣民を送り、豊かな植民地を作る」よう求めた勅許状で再確認された。この「農耕重視」「アグリカルチュラリスト」の論拠こそ、契約、征服の論拠、慈悲の論拠がしだいに棄却されていった後に、植民地的剥奪に与えられる最良の正当化となり、ロックが『統治論』第二篇で採用した

論拠に他ならなかつた。

ロックは、一六九八年以後しばらく『統治論』第二篇の最終草稿の改訂をしたとき、アメリカ関連の論拠が多くなつた。もつとも大きな変更と追加は「所有権について」の章でなされ、それは一六九〇年代末の商務委員会委員としての経験に由來した。まず、彼は土地の囲い込みと開墾から生まる恩恵についての評価を大きくしている。「労働によつて土地を占取する者は人類の共同の資産を減少させるのではなく、かえつてこれを増大させる」。「私はここで改良地を大変低く見積つてその生産高を一〇対一としたが、實際にはほとんど一〇〇対一なのである。というのは、何らの改良も耕作も經營もされずに、自然のままに放置されているアメリカの原始林や未開の荒蕪地の千エーカーの土地は、そこの貧困でみじめな住民に対し、果たしてデボンシャーのよく耕作された、同様に肥沃な一〇エーカーの土地が産出するのと同じほど多くの衣食住の便を産出しているのだろうかと、私は問いたいからである」(第三七節)「宮川帝国の理論家ジョン・ロック？」

護し奨励しようとする賢明にして神のごとき者は、たちまち隣国にとつてまことに手ごわい君主になるだらうということである」(第四二節)「宮川訳、四八頁<sup>(1)</sup>」。

このような勤勉の奨励は、ロックにとつてはブリテン本国と大洋を越えたアメリカで同じ重要性をもつ問題であった。一六九七年に商務委員会のためにイングランド救貧法論に書いたように、労働は「勤勉な者たちにのしかかる重荷」であった。眞の貧民救済は「彼らに仕事を見つけてやること、彼らが怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないよう、配慮することから成り立つています」。労働を厳格に統制すると、貧民の子供たちに教育を与える恵みとなり、子供たちは学校で労働を身につけられ、「勤勉さに対するのと同様、宗教と道徳にもまつたく縁がない人びと」とはもはやならないことが保証される。これは、おそらく二〇年ほど前の『カロライナ憲法草案』が「キリスト教にはまったく無知」だが、強奪されたり虐待されたりする言われはないカロライナの先住民に似ていた。<sup>(2)</sup>『カロライナ憲法草案』、『統治論』、『救貧法論』をつなぎ合わせ

ると、帝国の理論家としてのロックについて二つの結論が示唆され、これによつて本稿で取り上げたこの他の作品から得た証拠も説得性のあるものとなる。第一の結論は、彼の構想は、世界のその他の部分とその住民に対するイングランド、ブリテン、ヨーロッパの優越性という普遍主義的なヴィジョンではなかつたというものである。

これは「文明の」人々と見なされた者のみのためにある公式な平等を想定しなかつた。じづつ、ロックが『寛容についての書簡』あまり論議されたことのない一節で述べているように、「キリスト教徒」ですら、本国の境遇から切り離され、不慣れで依存する立場におかれると、移民先にいる「異教徒」よりもさらに弱い立場となつた。

わずかな数のキリスト教徒が、すべてのものを失つて、異教徒の国に到着したとします。そこの住民たちにこれらの外国人が、人間愛に訴えて、生活の必需品を恵んでほしいと懇願し、その必需品が与えられて、そこに住むことが認められ、みなともに寄り集まつて、一つの団体までに成長したとします。このようにキリスト教はその国に根を下ろし、拡がつていきますが、直ちには、最強の宗教とはなりません。そういう状況にある間は、人々の間に平和と友情と信頼と平等が保持されています。

慈悲心によって、異教徒とキリスト教徒の平等な待遇が促され、弱

さによつて、脆弱な寛容が導かれる。しかしながら、支配が重大視され、宗教の純粹性が前提とされると、不寛容ばかりか強奪と破壊がもたらされる。

ついに為政者がキリスト教徒となり、かくしてその派がもつとも有力なものとなつたりします。するとたちまち、すべての契約が破棄され、すべての市民権が侵されて、偶像崇拜を根絶しようということになるでしょう。純真無垢の異教徒たちは公正の規則と自然の法の厳格な遵守者で、社会の法をいささかも犯しまはしない人たちであつたのですが、彼らがその古い宗教を捨て、新奇な宗教を受け入れないかぎり、彼らは先祖伝来の土地と財産を奪われ、さらにおそらくは生命そのものを奪われることなりましよう。

彼が導き出した結論は、形態上は大西洋的だつたが適用上はもつと普遍的だつた。「ものごとの道理は、アメリカでもヨーロッパでも変わらないからです……アメリカの異教徒も、ヨーロッパの非国教徒も、支配的な国教会によつてその世俗的な財産を奪われるいわれはありませんし……市民的な権利が宗教上の理由で変えられたりすべきではないことは、いづこの地でも同じなのです」。<sup>(23)</sup>

第二の結論は第一の結論から導き出される。ロックの理論は、理性は（たとえば中国にいる文明の人々ばかりか）「アメリカでもヨー

ロッパでも」まったく平等であるがゆえに、すべての成人した人間

\*\*\*\*\*

は同じ理知性を保有していると言えるまでに、非ヒエラルキー的な理論であった。『統治論』第二篇で述べているように、神は、土地

の所有権を獲得する手段としての労働で、「勤勉で理性的な人々の使用に供する」土地を与えた。しかしこの一節にある「勤勉な人々と理性的な人々」の反対は「怠惰」な人々と「非理性的な」人々ではなく「喧嘩好きで争いを好む人々」だった。すなわち、「自分の役に立つという、理性によって定められた限界」を超えて、不当に

も「自分には何の権利もない、他人が苦労して得た利益をほしめる」人々であった（第三一、三四節）〔宮川訳、三六〇三九〕。理性的な人間は所有する権利をもつが、それは勤勉さを行使し他人の労働の果実を侵害しない場合に限る。ロックは知的であれ何であれ無能を理由にした占有を正当化しなかつた。富の蓄積は理性が定めた限界のうちで追究されるのであれば「確立された所有権をめぐっての論争や口論が生ずる余地は、当時はほとんどありえなかつた」（第三一節）〔宮川訳、三七〇〕。理知性をヨーロッパー人と結びつけたり、非理知性を先住民と結びつけたりはいつさいしなかつた。たとえ、後世の入植者植民地主義者が、勤勉の欠如とは正反対の、生得のものとされた理性的な優位性を根拠として、先住民からの強奪の論拠を求めるにしても、このようなロックの『統治論』第二篇からの正当化は、理論上、歴史上のかなりのこじつけをもつてしかできなかつた。

ディヴィッド・アーミティージ

帝国の理論家ジョン・ロック？

私は本稿でロックの著作をすつかり見ていけば、彼の帝国構想について、ずっとバランスのとれた説明を提示できることを示そうとした。たとえば、ロックの奴隸制論をめぐる最近の議論を踏まえて、ロックの思想は変化を遂げたこと、歴史上のロックは、後世のロック人（びと）たち——彼の信奉者であれ作品の分析家であれ——が評価してきた以上に複雑でしばしば葛藤があつたということは示したと、望みたい。ロックの理論には状況上と概念上の二つの限界があつた。これを踏まえれば、私たちは、広範にわたる状況によつて、しばしば单一の帝国的「自由主義」（ロックはいまやその始祖と見なされている）とくくられるものの多様な変種が生みだされ、必要とされたことを認識しなければならない。ロックの政治理論の形成がイングランド国家の植民地官僚にして経営者としての経験に決定的に負っていることも疑いない。しかし、こういった経験はまた彼の普遍主義を限界づけたし、あとあと彼の論拠が盗用されると、のちのちの植民地での偶発事に適合させるために、そういうた論拠を練り直す必要に迫られることも確実にした。

もしも時代錯誤的な速記用語「自由主義」を使って、ロックの政治理論を記述するとしたら、私たちは、多様な変種をもつ帝国的および植民地的自由主義が存在してきたこと、それらには必ずしも相互連携があるわけではないことを認識しなければならない。また、

様にかつ歴史的に鋭敏な方法で、それがみな点々とローリットル自由主義を創出するよう企てられるべくあらへ。やのせばロックの遺産を大胆に参考とするのかわしれな<sup>(2)</sup>。

## 文学部 註

\*本稿の前バージョンに詳細なコメンテーションをくれた以下の方々に、特別の感謝を申し上げたい。ダニエル・ケアリ、ティム・ハリス、カルナ・マントラ、三浦永光、サンカーラ・マヌ、下川潔、山田園子。本稿はクライエンツェン版シモン・ロック全集のロックの植民地関係の著作の編集をしてきた、私の仕事を由来とする。このプロジェクトへ忍耐強く支援をしてこだただ以下の方々に心から感謝する。マーク・ガルティイー、ジム・スルーハ、ジャーマン・タリー。また本稿は以下に掲載される。Sankar Muthu ed., *Empire and Modern Political Thought* (Cambridge, 2010)、ハーバード大学出版社から本誌への掲載許可を貰っただるだ。

- (一) ルーニング・ホール James Tully, 'Rediscovering America: The Two Treatises and Aboriginal Rights', in Tully, *An Approach to Political Philosophy: Locke in Contexts* (Cambridge, 1993), 137-76; Barbara Aneil, *John Locke and America: The Defence of English Colonialism* (Oxford, 1996); Duncan Ivison, 'Locke, Liberalism and Empire', in Peter R. Anstey, ed., *The Philosophy of John Locke: New Perspectives* (London, 2003), 86-105; David Armitage, 'John Locke, Carolina, and the Two Treatises of Government', *Political Theory*, 32 (2004), 602-27; James Farr, 'Locke, Natural Law, and New World Slavery', *Political Theory*, 36 (2008), 495-522.

(二) Jonathan Israel, 'Enlightenment! What Enlightenment?', *Journal of the History of Ideas*, 67 (2006), 529; ふた「ローリットル自由主義」と「ローリットル自由主義」の対比を示す。[p.604] 人々や諸民族に対する態度。  
Israel, *Enlightenment Contested: Philosophy, Modernity, and the Emancipation of Man 1670-1752* (Oxford, 2006), 546, 603-5.

- (三) James Tully, *Public Philosophy in a New Key: II, Imperialism and Civic Freedom* (Cambridge, 2008), 27 (著者註 Tully).

(四) ルーニング・ホール Bhikhu Parekh, 'Liberalism and Colonialism: A Critique of Locke and Mill', in Jan Nederveen Pieterse and Bhikhu Parekh, eds., *The Decolonization of Imagination: Culture, Knowledge and Power* (London, 1995), 81-98; Uday Singh Mehta, *Liberalism and Empire: A Study in Nineteenth-Century British Liberal Thought* (Chicago, 1999), 111-126; 前掲「ローリットルの鋭敏な考察」。Daniel Carey and Sven Trakulhun, 'Universalism, Diversity, and the Postcolonial Enlightenment', in Daniel Carey and Lynn Festa, eds., *Postcolonial Enlightenment: Eighteenth-Century Colonialism and Postcolonial Theory* (Oxford, 2009), 240-80.

- (五) Mehta, *Liberalism and Empire*, 1. ルーニング・ホールの自由主義の読み方との比較を示す。Jennifer Pitts, *A Turn to Empire: The Rise of Imperial Liberalism in Britain and France* (Princeton, 2005).

(六) ルーニング・ホールの「ローリットルの鋭敏な考察」。Sankar Muthu, *Enlightenment Against Empire* (Princeton, 2003), ch. 5. フランツ・ボスバッハの「ローリットルの自由主義」と「ローリットルの自由主義」の対比を示す。Andrew Porter, 'From Empire to Commonwealth of Nations', in Franz Bosbach and Hermann Hiley, eds., *Imperium/Empire/Reich. Ein Konzept politischer Herrschaft im deutsch-britischen Vergleich* (Munich, 1999), 167-78.  
(七) ルーニング・ホールの「ローリットルの鋭敏な考察」。Martine Julia van Ittersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch*



- (24) John Locke, 'Atlantis' (1676-9), ptd. in Luciana Bellatalla, *Atlantis: Spun-ti e appunti su un inedito lockiano* (Lucia, 1983), 56-64; Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 253-9 [『ロッカの政治論集』] | 田中一長訳] .

(25) John Locke to James Blair, 16 October 1699, in *The Correspondence of John Locke*, ed. E. S. de Beer, 8 vols. to date (Oxford, 1976-), VI, 706; Peter Laslett, 'John Locke, the Great Recoinage and the Origins of the Board of Trade 1695-1698', in John Yolton, ed., *John Locke: Problems and Perspectives* (Cambridge, 1969), 137-64.

(26) 横断地圖讀書のロッカの実践的著作として記述される。John Locke, *Colonial Writings*, ed. David Armitage (Oxford, forthcoming).

(27) Bod. MS Locke c. 39, fol. 3 (1669?), ptd. in Milton, 'John Locke and the Fundamental Constitutions of Carolina', 122; TNA CO/5/286, fol. 41 (December 1671), ptd. in [Rivers], *A Sketch of the History of South Carolina*, 353.

(28) 'Bahama Instructions' (30 December 1671), TNA CO 5/286, fol. 39.

(29) TNA CO 324/6, fols. 30r-34v (30 September 1696), など職務記録。

(30) TNA CO 5/907, pp. 222-38 (10 August 1697); Bod. MS Locke c. 30, fols. 55-6 (「*今後十載の十載請求*」と記載) .

(31) BL MS Harl. 1324, fols. 22r-31r (31 August 1697), ptd. in H. R. Fox Bourne, *The Life of John Locke*, 2 vols. (London, 1876) II, 363-72.

(32) Bod. MSS 1/locke c. 30, fols. 59-60; e. 9, fols. 39-43; Michael Kammen, 'Virginia at the Close of the Seventeenth Century: An Appraisal by James Blair and John Locke', *Virginia Magazine of History and Biography*, 74 (1966), 141-69; Richard Ashcraft, 'Political Theory and Political Reform: John Locke's Essay on Virginia', *Western Political Quarterly*, 22 (1969), 742-58.

(33) Bod. MS Locke c. 1, fols. 106, 107.

(34) David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000), 152-3 [「トマス・ヘンリイーの『英國の憲法』——トマス・ヘンリイー帝國の構造とその起因」] 丹羽雅博、折井淳、大隅晴恵、井藤伸繩訳、日本経済図書社、1100円冊、111頁～1114頁] ; Ted McCormick, *Sir William*

- Hont, *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective* (Cambridge, MA, 2005), 201-22, 245-58; Henry Martyn, *Considerations upon the East-India Trade* (London, 1701), 58, 72-3.

(53) Hugo Grotius, *The Free Sea*, ed. David Armitage (Indianapolis, 2004); Grotius, *Commentary on the Law of Prize and Booty*, ed. Martine van Ittersum (Indianapolis, 2006). □ 〔Grotius's *Mare Liberum* (1609) & Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres* (The Hague, 1680) 〕 Bod. Locke 9, 99.

(54) Richard Tuck, *The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant* (Oxford, 1999), 167-72.

(55) Hont, *Jealousy of Trade*, 45-51, 159-84; Pierre Nicole, 'Treatise Concerning the Way of Preserving Peace with Men' (1671), trans. John Locke, in *John Locke as Translator: Three of the Essays of Pierre Nicole in French and English*, ed. Jean S. Yolton (Oxford, 2000), 117. □ 〔Locke, 'Richard Cumberland, *A Treatise of the Laws of Nature* (1672), ed. Jon Parkin (Indianapolis, 2005), 318.〕

(56) Correspondence, ed. de Beer, I, 379, 590, II, 27, 34, 40, 68, 95, 105, 132, 141, 147, 441, 444; Bod. MS. Locke f. 28, fol. 19; *Locke's Travels in France, 1675-1679, as Related in his Journals, Correspondence and Other Papers*, ed. John Lough (Cambridge, 1953), 232. 「〔大英帝國の政治家ジョナサン・ヨーロッパの歴史論理の思想家としてのジョン・ロックーの政治思想について〕」

(57) Peter C. Mancall, *Hakluyt's Promise: An Elizabethan's Obsession for an English America* (New Haven, 2007); Samuel Purchas, *Hakluytus Posthumus, or, Purchas his Pilgrimes*, 4 vols. (London, 1625), I, i, 74; William Wordsworth, *The Prelude* (1850), III, 63, in Wordsworth, *The Prelude: 1799, 1805, 1850*, eds. Jonathan Wordsworth, M. H. Abrams and Stephen Gill (New York, 1979), 195; Simon Schaffer, 'Newton on the Beach: The Information Order of the *Principia Mathematica*' (unpublished lecture).

(58) Mark Goldie, 'Introduction', in *John Locke: Selected Correspondence*, ed. Goldie (Oxford, 2002), viii, xviii; Paula Findlen, ed., *Athaniasius Kircher: The Last Man Who Knew Everything* (New York, 2004); Paul Lodge, ed., *Leibniz and His Correspondents* (Cambridge, 2004).

(59) BL Add. MS 5253; Locke to William Charlton, 2 August 1687, in *Locke Correspondence*, ed. de Beer, III, 240.

(60) Locke, *Essay Concerning Human Understanding*, ed. Nidditch, 87-8 (I, iv, 8). 「〔人間理解論〕」( ) - 1 ○ [ ] - 1 ○ [ ] . Daniel Carey, *Locke, Shaftesbury, and Hutcheson: Contesting Diversity in the Enlightenment and Beyond* (Cambridge, 2006), 71-92; Carey, Locke, Travel Literature, and the Natural History of Man', *The Seventeenth Century*, 11 (1996), 263. □ 〔カントン、トマス・ヒュチソン、チャーチルの自然史の議論とその影響について〕 Essays on the *Law of Nature* (c. 1663-4); Locke, *Essays on the Law of Nature and Associated Writings*, ed. W. von Leyden (Oxford, 1954), 172-4/173-5 (Latin/English).

(61) Locke, *Essays on the Law of Nature*, ed. von Leyden, 140/1, 162/3 (Latin/English).

(62) Mehta, *Liberalism and Empire*, 46-7 ( 帝國主義と自由主義 ) , 52-64 ( 口 〔 〕 〔 〕 ). □ 〔アンドリュー・サルトリ、メータ、「帝國主義と自由主義」について〕 Mehta, 'Liberal Strategies of Exclusion', *Politics and Society*, 18 (1990), 427-54; Andrew Sartori, 'The British Empire and Its Liberal Mission', *Journal of Modern History*, 78 (2006), 623-42.

(63) Barbara Arnell, 'Citizens, Wives, Latent Citizens and Non-Citizens in the Two Treatises: A Legacy of Inclusion, Exclusion and Assimilation', *Eighteenth-Century Thought*, 3 (2007), 209-22, 216 ( 〔 〕 ).

25 —

(44) John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett, rev. edn. (Cambridge, 1988), 183 [ジムハ・ロック『統治二論』加藤節訳、岩波書店、1100七年、七一頁、本訳稿では「加藤訳」とする]。本稿での引用はすべてこのトランプ版からのもので、どうぞご了承ください。断らぬ限り、篇とパラグラフ番号で示す。

(25) David Armitage, *The Ideological Bridge*, 2000, 29-32. [『帝国の誕生』]

*Origins of the British Empire* (Cambridge University Press)

[1107年、七二頁、本訳稿では「加藤訳」とする]。本稿での引用はすべてこのラズレット版からのもので、断らぬ限り、篇とパラグラフ番号で示す。

(15) David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000), 29-32. 「『帝国の誕生』」、国〇～国〇

〔絶版書〕  
文学部  
水書房、一九九九年、五頁】。  
(46) 以下に比較せよ。E. J. Hundert, 'The Making of Homo Faber: John Keel, 2000, 156 [シルバ・ロッカ「知性の田」>導讀]」[上巻] 御茶ノ水書房、一九九九年、五頁】。

(47) Locke, *Essay* ed. Nidditch, 120 (II. ii. 2) [「人間知性論」(1)]、一五九頁]。

(8) John Locke, 'Understanding' (8 February 1677), Bod. MS. Locke f. 2, p. 44, ptd. in *Locke, Political Essays*, ed. Goldie, 261 [「ローチ政治叢集」、一六七七～一六八〇].

(4) Locke, *Essay*, ed. Nidditch, 646 (IV. xii. 11) 「人間知性體」(圖)  
———曰々の反対在體に於ては以てを異<sup>ハ</sup>。Peter R. Anstey

and Stephen A. Harris, 'Locke and Botany', *Studies in History and Philosophy of Biological and Biomedical Sciences*, 37 (2006), 151-71.

(3) Locke, *Essay*, ed. Nidditch, 92 (I. iv. 12) [『人間知性論』(1) - 111]頁.

トマヘの事例を用ひて証明せし。Locke, 'Draft B', § 12, in *Drafts for the Essay*, eds. Nidditch and Rogers, I, 120 せよ。[John Lederer,] *The Discoveries of John Lederer*, trans. Sir William Talbot (London, 1672), 7.

(15) Locke, 'Of Study' (27 March 1677), in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie,

proach to Political Philosophy, 166-8

(3) Emile de Vattel, *The Law of Nations*, eds. Béla Kapossy and Richard Whatmore (Indianapolis, 2008), 129-30 (l. vii, 81).

(3) ディミー・アードヴィック, 'Empire', in David Armitage, ed., *British Political Thought in History, Literature and Theory, 1500-1800* (Cambridge, 2006), 197.

(3) Robert Knox, *An Historical Relation of the Island of Ceylon* (London, 1680), 437; Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Laslett, 327 n. 12; Anna Winterbottom, 'Producing and Using the *Historical Relation of Ceylon*: Robert Knox, the East India Company and the Royal Society', *British Journal for the History of Science*, 42 (2009).

(3) ロック, *Two Treatises of Government*, ed. Nidditch, 71 (l. iv, 9) [『人間原生論』(1)「○長編】], ロック, *Essay*, ed. Nidditch, 71 (l. iv, 9) [『人間原生論』(1)「メシテローリック: The Political Thought of El Inca Garcilaso de la Vega」(PhD thesis, Harvard University, 2000), 349-405.

(3) Anthony Pagden, 'The Struggle for Legitimacy and the Image of Empire in the Atlantic to c. 1700', in Nicholas Canny, ed., *The Oxford History of the British Empire, I: The Origins of Empire* (Oxford, 1998), 42-7.

(3) Charter to Sir Robert Heath (30 October 1629) and Charter to the Lords Proprietors of Carolina (24 March 1663), in in *North Carolina Charters and Constitutions, 1578-1698*, ed. M. E. E. Parker (Raleigh, NC, 1963), 64-76 (卷四之三)。

(3) ロックの「金銀の価値」を今む議論とし、ヨーロッパの帝国の理論家による理説の論議。Locke, *Further Considerations Concerning Raising the Value of Money*, 3rd edn. (1696), in *Locke on Money*, ed. Kelly, II, 426; William Molyneux to Locke, 6 June 1696, in *Correspondence*, ed. de Beer, V, 653.

(3) *The Fundamental Constitutions of Carolina* (London, 1682), New York Public Library, call-number KC + 1682; Armitage, John Locke, Carolina, and the *Two Treatises of Government*, 614-15.

(3) J. R. Milton, 'Dating Locke's *Second Treatise*', *History of Political Thought*, 16 (1995), 389, 372-4.

(3) John Locke, 'Morality' (c. 1677-8), Bod. MS Locke c. 28, fol. 140, ptd. in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 268 [「ロック政治論集」] 180頁]; Richard Tuck, *Natural Rights Theories: Their Origin and Development* (Cambridge, 1979), 168-9.

(3) TNA, PRO 30/24/47/3, fol. 66r, ptd. in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 180. トの添削は『カロルマナ憲法草稿』の後で何度かあたる添記のみがなみら。

(3) John Locke, *A Letter Concerning Toleration*, ed. James Tully (Indianapolis, 1983), 43 [「ハムハム・ロック「宽容」の書簡」生松敏川訳] 『ロック、ルサード』世界の名著、第117卷、中央公論社、一九八〇年、1179頁]。

28  
（73） John Locke, ‘An Essay on the Poor Law’ (September–October 1697), in  
Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 184, 189, 192 [「ロバート・ロックーの政治論集」] 112–113, 117  
号  
文献] ; TNA CO 388/5, fols. 232r–48v (26 October 1697); Bod. MS Locke c. 30, fols.  
第 51  
86r–87v, 94r–95v, 111r–v.

（74） Locke, *Letter Concerning Toleration*, ed. Tully, 43 [「實證主義の論述」]  
『紀要』  
[117r–118v] .

文学部  
（74） ルーチュ・ファーリー, *Natural Law, and New World Slavery*.

（75） 脇澤 なつみ, 『事例と法トセキム』 Duncan Ivison, *Postcolonial Liberalism*  
(Cambridge, 2002).